（測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類）
① 業態調書
② 技術者経歴書
③ 営業所一覧表
④ 申請者が法人であるときは、登記事項証明書又はその写し
⑤ 登録証明書等又はその写し
⑥ 申請者が法人であるときは、６（測量・建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表、個人であるときは、６（測量・建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書
⑦ 納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））
ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

［注］
⒜ 申請者が一般社団法人等であるときは、①、③及び⑤に掲げる書類、②及び⑥に掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出するものとする。
⒝ 申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって④に掲げる書類並びに②及び⑥に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。
(a) 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）
建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し
(b) 地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）
地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し
(c) 補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）
補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

⑶ 申請書等の作成に用いる言語等
① 申請書及び添付書類は、日本語で作成するものとする。
② 申請書及び添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。

５ 競争に参加することができない者
（建設工事）
次の①から⑥までに掲げる者は、競争に参加することができないものとする。ただし、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争（指名競争）に参加する者及び公益法人（以下「清掃作業参加者等」という。）については、①から④まで及び⑥に掲げる者は、競争に参加することができないものとする。
① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者
② 予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤ 建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第１第１号の２に規定する審査基準日が平成21年６月30日以後のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に当たっては告示第１第１号の２に規定する審査基準日が申請をする日の１年７月前の日以後のもの。）を受けていない者
⑥ 経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤まで（清掃作業参加者等については、①から④まで）に該当する者を含む者
（測量・建設コンサルタント等業務）
次の①から⑤までに掲げる者は、競争に参加することができないものとする。
① 予決令第70条に該当する者
② 予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤ 営業に関し法律上必要な資格を有しない者

６ 競争参加者の資格及びその審査
（建設工事）
５の競争に参加することができない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。５の競争に参加することができない者以外の者については、⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目（清掃作業参加者等については、これに準ずる項目）及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与し、希望工事種別（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定し、等級の区分を設けていない工事種別については当該工事種別における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。
⑴ 客観的事項（共通事項）
① 一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第１第１号の１に規定する当期営業年度開始日の直前２年又は３年の各営業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高
② 告示第１第１号の２に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。）において建設業に従事する職員で告示第１第３号の１㈠から㈤までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員に技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとする。）
③ 告示第１第３号の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高
④ 告示第１第１号の２及び３、第２号並びに第４号に規定する項目（これらの規定中「審査基準日」とあるのを「客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいう。）
⑵ 主観的事項（特別事項）
① 平成22年10月１日の前日までの４年間における地方整備局又は官庁営繕部発注工事に係る希望工事種別ごとの工事成績（技術的難易度を勘案したもの）
② 平成22年10月１日の前日までの２年間における地方公共団体（都府県（沖縄県を除く。））発注の工事に係る希望工事種別ごとの工事成績